議員提出議案第19号

選択的夫婦別姓制度の早期実現を求める意見書

上記の議案を提出します。

令和6年12月12日

中野区議会議長 酒井 たくや 殿

提出者 中野区議会議員 浦野 さとみ

甲田 ゆり子

小林 ぜんいち

ひやま 隆

中村 延子

森 たかゆき

選択的夫婦別姓制度の早期実現を求める意見書

国際連合の女性差別撤廃委員会は国連女性差別撤廃条約の実施状況に関して日本について8年ぶりの審査を行い、10月29日、総括所見を発表しました。総括所見は、2003年以降3回にわたり選択的夫婦別姓制度を実現するよう勧告していたにもかかわらず、日本政府が制度を実現するための法改正を行わなかったことを指摘し、勧告の実施について2年以内の追加報告を求めています。

法務省によると、夫婦同姓を法律で義務付けている国は世界でも日本以外にはありません。かつて、夫婦同姓を義務付けていたドイツ・スイス・オーストリア等も女性差別撤廃条約に基づき、選択的夫婦別姓を導入しています。夫婦同姓の強制によって、法律上は「どちらかの氏に」となっているものの、実際には9割以上の女性が名字を変更しています。望まない改姓によって不便・不快を被る女性も少なくありません。

政府は夫婦別姓を認めるかどうかは日本社会の家族のあり方に関わる重要な問題であって国民の理解が必要であり、婚姻によって姓を変えた人が不利益を被らないよう旧姓の使用拡大に努めてきたなどと述べています。

しかし、旧姓の通称使用を拡大したとしても、例えば、金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関や企業とのやり取り等での困難は避けられないなど7分野にもわたる旧姓使用の限界が存在することを内閣府自身がまとめています。また、経済団体や労働団体等の各種団体からも「通称使用は企業にとってビジネス上のリスク」であるとする意見等が述べられています。経団連会員企業の女性役員を対象にした2024年の調査でも、「旧姓の通称使用が可能な場合でも、何らかの不便さや不都合・不利益が生じる」と回答した女性役員の割合は88%にものぼっています。そのため、旧姓の通称使用の拡大では、当事者が抱える問題の解決にはならないことは明らかです。夫婦で同じ姓を名乗ることも、別々であることも自由に選べる選択的夫婦別姓が根本解決の唯一の道です。

よって、中野区議会は、国会および政府に対し、選択的夫婦別姓制度の早期実現を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 あて 法務大臣 内閣官房長官